

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、2020年6月25日の株主総会をもって、指名委員会等設置会社に移行しました。

新たなガバナンス体制における、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下の通りです。

当社グループは、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」に基づき、ステークホルダーの皆さまのご期待にお応えし続けることで、持続的な企業価値の向上と社会の持続的発展に貢献してまいります。

その実現に向けた経営の最重要課題は、コーポレート・ガバナンスの強化であると認識し、当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しております。

監督においては、ステークホルダーのみなさまの視点を反映するため、取締役会を中心に外部の客観的かつ多様な視点を重視した体制を構築し、執行に対して適切な監督を行うことで、経営の透明性・客観性の向上を図ってまいります。

また、執行役および従業員等一人ひとりは、「関西電力グループ行動憲章」および「ステークホルダーのみなさまに対する社長宣誓」の趣旨に則り、誠実で透明性の高い事業活動を行うとともに、明確化した権限・責任のもと、迅速かつ機動的に意思決定し、実行することで、企業価値の最大化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1-4> 政策保有株式

当社は、事業運営上の必要性や地域社会の発展・繁栄など、グループ全体の企業価値の維持・向上の観点から、株式を保有しております。

政策保有株式については、毎年、取締役会において個別に保有意義を検証し、保有意義が乏しいと判断した株式については、市場動向等を考慮して売却いたします。なお、保有の適否については、事業運営上の必要性や経済合理性を総合的に勘案し判断しております。

また、当社は保有株式の議決権行使について、各議案に対し、当社の保有意義や発行会社の企業価値の維持・向上の観点等から賛否を判断しております。

<原則1-7> 関連当事者間の取引

当社は、取締役の利益相反取引については、取締役会において承認を得ております。

当社には、当社株式の10%以上を保有する主要株主は存在しないため、主要株主と取引を行う際の承認手続きは定めておりません。

また、関連当事者間の取引については、会社法等の法令および東京証券取引所が定める規則に従って、適切に開示しております。

<原則2-6> 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は企業年金の積立金の運用は行っておりません。当社は2005年以降、確定拠出年金を導入しておりますが、導入に当たっては、資産運用に関し、専門的な知見を有する適切な運営管理機関等を選定しております。

また、従業員を対象に資産運用に関する説明会等を定期的に実施し、運用に関する知識を習得する機会を設けております。

<原則3-1> 情報開示の充実

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ中期経営計画(2021-2025)」をホームページに開示しております。

<https://www.kepc.co.jp/corporate/info/policy/index.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方については、本報告書「Ⅰ 1. 基本的な考え方」に開示しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続き

取締役・執行役報酬は、会社法の規定に基づき、報酬委員会において決定します。業務執行を担わない取締役の報酬については、その役割を踏まえ、基本報酬のみの構成とします。業務執行を担う執行役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成し、その支給割合については、「基本報酬・業績連動報酬・株式報酬＝6:3:1」の割合が目安となるよう、設定します。

なお、取締役・執行役の報酬制度の詳細は、「2020年3月期(第96期) 有価証券報告書」に記載しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補等の指名の方針と手続き

<指名委員会が取締役候補者の決定を行うにあたっての方針>

当社取締役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、コンプライアンスを重視し、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践することが求められております。

取締役候補者の指名については、ジェンダーや国際性などを含む多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行うとの観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。社外取締役候補者については、特に、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担うとの観点から、独立性を有していることも確認いたします。

社外取締役の独立性については、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることを確認したうえで、社外取締役本人または社外取締役が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との取引の内容等も確認し判断いたします。

社外取締役が他の上場企業の役員を兼任する場合には、当社の社外取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できるよう、兼任数を合理的な範囲内といたします。

<取締役会が執行役の選解任を行うにあたっての方針>

当社執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、また、社長による「ステークホルダーのみなさまに対する宣誓」の趣旨に則り、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践することが求められております。

執行役の選解任については、当社事業の各分野における豊富な専門的知識と経験、業務執行能力、人格などについて、当社の執行役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、取締役会において審議し、決定いたします。

(5) 個々の取締役等の選任・指名についての説明

上記(4)を踏まえて取締役会が指名した取締役候補者について、個人別の経歴および指名理由を「株主総会参考書類」に開示しております。

<補充原則4-1-1> 取締役会の経営陣に対する委任の範囲、概要

執行と監督を明確に分離する観点から、取締役会は、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任しております。なお、執行役への委任の有無にかかわらず、特に重要な業務執行の決定については、必要に応じ、検討段階において取締役会で事前に議論を行い、社外取締役をはじめとする取締役からの適切な意見・助言を得ております。

<原則4-9> 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

社外取締役の独立性を判断する基準として、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすこととしたうえで、社外取締役本人ならびに社外取締役が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との間の取引の内容等も確認している旨、本報告書「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に開示しております。

<補充原則4-11-1> 取締役会の構成等に関する考え方

取締役会の監督機能を強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築いたします。

この考えに基づき、取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から、ジェンダーや国際性なども含む多様性を踏まえ、必要かつ適正な体制とし、経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する幅広い分野からの独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により構成しております。

取締役会を構成する取締役の員数は、20名以内とし、その過半数を独立社外取締役といたします。

<補充原則4-11-2> 取締役の兼任状況

取締役の重要な兼任の状況については、「株主総会招集ご通知」に開示しております。

<補充原則4-11-3> 取締役会の実効性の分析・評価

取締役会は、年1回、第三者機関を活用し、全取締役を対象に、取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、その集約・分析結果を踏まえて、取締役会の実効性について評価を行い、取締役会運営をはじめとしたコーポレート・ガバナンスの改善を図っております。

なお、2019年度における取締役会の実効性に関するアンケートは実施しておりません。当社は金品受取り問題等について、第三者委員会からガバナンスの機能不全を指摘されており、再発防止のため業務改善計画を策定し、指名委員会等設置会社へ移行いたしました。今後は、取締役会の監督機能をより強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築いたします。

<補充原則4-14-2> 取締役及び執行役のトレーニング方針

取締役および執行役に対して、その役割・責務を果たすうえで必要な知識を付与するため、就任の際、また就任後も定期的に研修を行うなど、適切なトレーニングの機会を設けております。

社外取締役に対しては、その役割・責務を果たす上で必要な知識を習得できるよう、就任の際、また就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織等に関する説明を行っております。

さらに、事業内容の理解促進を目的とした当社施設の視察や第一線職場との対話等も適宜行っております。

<原則5-1> 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進し、法令遵守をはじめとする当社の基本姿勢や中期経営計画等をはじめとする経営の基本方針についてのご理解を得るとともに、いただいた建設的な意見を経営に反映することで、ステークホルダーのみなさまからの信頼を回復したうえで、長期的に亘り確固たる信頼関係を築いてまいります。

株主・投資家との対話は、社長が統括し、経理室、総務室を担当する執行役等が中心となり、経営企画室等社内の各部門と連携し実施することとし、株主総会をはじめ、国内外の株主・投資家と、直接対話する機会を設けております。

(具体的な取組み)

- ・社長や執行役等による決算説明会等の実施
- ・株主・投資家とのミーティングの実施
- ・株主向け施設見学会等の適宜実施
- ・当社ウェブサイトにおける株主・投資家へ向けた情報開示・情報提供(株主通信等)

株主・投資家との対話において寄せられた意見や懸念等は、取締役会や執行役会議等において、取締役・執行役等が共有し、経営に活用しております。

また、インサイダー取引防止規程を制定し、株主・投資家との対話に際して、未公表の重要事実を開示することがないよう、情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
大阪市	68,286,880	7.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	61,148,800	6.84
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	38,934,110	4.36
日本生命保険相互会社	27,462,182	3.07
神戸市	27,351,175	3.06
関西電力持株会	19,752,395	2.21
株式会社みずほ銀行	17,377,966	1.94
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	15,812,800	1.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	15,681,400	1.75
大阪市高速電気軌道株式会社	15,461,086	1.73

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

[大株主の状況] の割合 (%) とは、発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%) をいいます。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名

[社外取締役に関する事項]

社外取締役の人数	8名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	8名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
榊原 定征	他の会社の出身者								△			
沖原 隆宗	他の会社の出身者								△			
小林 哲也	他の会社の出身者								○			
佐々木 茂夫	弁護士											
加賀 有津子	学者								○		○	
友野 宏	他の会社の出身者								△			
高松 和子	他の会社の出身者											
内藤 文雄	学者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

榑原 定征	○	○		○	榑原氏が業務執行者であった一般社団法人日本経済団体連合会と当社は、会費支払いの取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。 また、同氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	グローバルに事業を展開する東レ株式会社の要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任しているほか、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただけるものと考えております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役とするものであります。
沖原 隆宗	○	○		○	沖原氏が業務執行者であった株式会社三菱UFJ銀行と当社は、資金借入、為替および預金の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。 また、同氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営者として経験豊富であり、当社の社外取締役に就任以降、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役とするものであります。
小林 哲也	○	○		○	小林氏が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している近鉄グループにおいて要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、当社の社外取締役に就任以降、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役とするものであります。
佐々木 茂夫			○	○	---	大阪高等検察庁検事長その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活躍されるなど、法曹として経験豊富であり、当社の社外監査役に就任以降、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。 佐々木氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役とするものであります。

加賀 有津子		○	○	○	加賀氏が業務執行者である大阪大学に対して、当社は寄付を行っておりますが、その規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、寄付の概要の記載を省略します。 また、同氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	民間企業における経験を経て、現在は大阪大学大学院教授として活躍されており、当社の社外監査役に就任以降、学識経験者として幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役とするものであります。
友野 宏			○	○	友野氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります	グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社（現・日本製鉄株式会社）の要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営者として経験豊富であり、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役とするものであります。
高松 和子	○			○	---	公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役とするものであります。
内藤 文雄			○	○	内藤氏が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者として経験豊富であり、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。 内藤氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断し、新たに社外取締役とするものであります。

[各種委員会]

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
指名委員会	4	0	0	4	社外取締役

報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査委員会	6	2	2	4	社外取締役

[執行役関係]

執行役の人数	14名
--------	-----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
森本 孝	あり	あり	×	×	なし
彌園 豊一	あり	あり	×	×	なし
稲田 浩二	あり	あり	×	×	なし
松村 孝夫	あり	なし	×	×	なし
松村 幹雄	なし	なし	×	×	なし
島本 恭次	なし	なし	×	×	なし
西澤 伸浩	なし	なし	×	×	なし
内藤 直樹	なし	なし	×	×	なし
大川 博己	なし	なし	×	×	なし
水田 仁	なし	なし	×	×	なし
森 望	なし	なし	×	×	なし
多田 隆司	なし	なし	×	×	なし
高西 一光	なし	なし	×	×	なし
宮本 信之	なし	なし	×	×	なし

[監査体制]

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
---	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 更新

監査委員会を構成する監査委員会委員は、現在、6名の体制としており、非業務執行取締役のみで構成しています。また、より独立した立場での監査を実施する観点から、過半数の4名を社外取締役（うち女性1名）としております。また、監査委員会を構成する取締役には、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選定しており、特に財務・会計に関する十分な知見を有する者を複数確保しております。さらに、監査委員会がその役割・機能を適切に果たすことができるように、監査委員会を補助する使用人として、監査特命役員を2名を設置するとともに、監査委員会の職務を補助する専任組織として監査委員会室（14名）を設置するなど、監査機能の充実に努めております。監査委員会室については、その独立性を担保するために監査委員会直轄とし、当社グループの業務執行に係るいかなる職務の兼務も行っておりません。監査委員会スタッフの配置、異動、評価に当たっては、監査委員会の意向を尊重することとしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

適宜、連携して監査を実施することおよび監査計画や監査結果の意見交換等を通じて、互いに緊密な連携を保っております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	8名
---------	----

その他独立役員に関する事項

・全ての社外役員を独立役員に指定しております。
・独立役員本人ならびに独立役員が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との取引等については、一般消費者としての通常の取引である等、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断される場合には、その概要の記載を省略しております。

[インセンティブ関係]

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

本報告書「Ⅰ 1. 基本的な考え方 [コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] <原則3-1> 情報開示の充実 (3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続き」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役・執行役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示
(個別の執行役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年度に係る取締役および監査役の報酬等の額は次のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 [百万円]	報酬等の種類別の総額 [百万円]			対象となる役員の員数 [人] (注2)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬 (注1)	
取締役 (社外取締役を除く)	515	443	44	26	19
監査役 (社外監査役を除く)	126	126	—	—	5
社外取締役	39	39	—	—	4
社外監査役	42	42	—	—	6

(注1) 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

(注2) 対象となる役員の員数には、第95回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名および監査役3名ならびに2019年10月9日をもって辞任した取締役2名、2020年3月14日をもって辞任した取締役1名、2020年3月31日をもって辞任した取締役1名を含めております。また、退任役員 (取締役7名・監査役2名) に、2019年4月から2019年10月に支払った嘱託等報酬の一部について、取締役の基本報酬 (31百万円) および監査役の基本報酬 (9百万円) として、それぞれ計上し、対象となる役員の員数にも計上 (※) しております。

(※) ただし、重複する、すでに計上済みの期中退任者 (取締役1名・監査役1名) は除く。

(注3) 当事業年度の取締役 (社外取締役を除く) ごとの報酬等の額

氏名	地位 (期末時点)	報酬等の総額 [百万円]	報酬等の種類別の総額 [百万円]		
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬 (※2)
森本 孝	取締役社長	59	50	5	3
土井義宏	取締役副社長執行役員	58	50	5	2
彌園豊一	取締役副社長執行役員	58	50	5	2
稲田浩二	取締役副社長執行役員	55	48	5	2
松村孝夫	取締役副社長執行役員	49	42	4	2
島本恭次	取締役常務執行役員	46	39	4	2

(※1) 当事業年度の期末時点において取締役 (社外取締役を除く) の地位にあった役員の報酬等について、記載しています。

(※2) 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しています。

(※3) 取締役森本孝は、2020年3月14日に、取締役副社長執行役員から、取締役社長へ、取締役稲田浩二は、2019年6月21日に、取締役常務執行役員から、取締役副社長執行役員へ、取締役松村孝夫は、2019年10月9日に、取締役常務執行役員から、取締役副社長執行役員へ、それぞれ、地位を異動しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書「Ⅰ 1. 基本的な考え方 [コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] <原則3-1> 情報開示の充実 (3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続き」に記載しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役のサポートを担当する部署をそれぞれ定め、必要に応じ、重要な事項については説明を行うなど、サポート体制を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
藤 洋作	顧問	経済団体での社外活動等	非常勤、報酬有	2005/6/29	1年
向井 利明	顧問	渉外関係等	非常勤、報酬有	2011/6/29	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2 名

その他の事項

- ・客観性を確保する観点から、取締役および執行役を退任した者に対する相談役・顧問等を委嘱する場合は、その委嘱の必要性ならびに業務内容および報酬について、指名委員会および報酬委員会ならびに取締役会において、厳正に審議し、決定するとともに、相談役・顧問等の委嘱業務および報酬の総額について開示いたします。
- ・相談役・顧問等は、主に財界活動や社外活動を通じ、当社の発展に貢献するものとし、当社の経営には関与いたしません。
- ・上記、相談役・顧問等の報酬総額は、年額1,320万円です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。

なお、取締役会の監督機能をより強化するため、独立性を確保した社外取締役を8名置いており、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から必要かつ適正な体制としており、独立社外取締役を議長に、経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役(8名)、当事業の各分野について専門的知識と能力を有する社内取締役(3名)、および社内の専門的知見を活かしながら監査を行う社内取締役(2名)により構成しております。

定例取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に基本方針等をはじめとする経営上重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役および執行役の職務の執行を監督しております。

2019年度は取締役会を16回開催しており、個々の取締役等の出席状況については次のとおりです。

役職	氏名	出席回数
取締役社長	森本 孝	15
取締役	彌園 豊一	16
取締役	福田 浩二	16
取締役	松村 孝夫※	14
取締役	島本 恭次	15
取締役(社外)	井上 礼之	14
取締役(社外)	沖原 隆宗	16
取締役(社外)	小林 哲也	15
取締役(社外)	横村 久子※	14
監査役	八嶋 康博	16
監査役	杉本 康※	14
監査役	樋口 幸茂	16
監査役(社外)	十市 勉	16
監査役(社外)	大坪 文雄	16
監査役(社外)	佐々木 茂夫※	14
監査役(社外)	加賀 有津子※	11

※松村孝夫氏、横村久子氏、杉本康氏、佐々木茂夫氏および加賀有津子氏は、2019年6月21日から取締役または監査役に就任しており、出席の対象となる取締役会の開催回数は14回です。

指名委員会については、独立社外取締役のみで構成しており、「取締役候補の指名を行うに当たっての方針」を定め、取締役の選解任に関する株主総会議案を決議するほか、その他役員人事に関する事項について、決議・審議を行います。

本報告書提出日における指名委員会の構成は以下のとおりです。

委員長：榊原定征

委員：沖原隆宗、小林哲也、高松和子

報酬委員会については、独立社外取締役のみで構成しており、「取締役・執行役の報酬を決定するに当たっての方針」を定め、取締役および執行役の個人別の報酬を決議するほか、その他役員報酬に関する事項について、決議・審議を行います。

本報告書提出日における報酬委員会の構成は以下のとおりです。

委員長：小林哲也

委員：榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子

監査委員会については、独立社外取締役を委員長に、社外取締役4名と社内取締役2名で構成しており、監査計画に基づき、取締役および執行役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行い、監査報告の作成等を行います。

また、監査委員は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、日常的に監査しております。

監査委員会の構成は次とおりです。

委員長：友野宏

委員：佐々木茂夫、加賀有津子、内藤文雄、杉本康、山地進

なお、2019年度は監査役会を18回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

役職	氏名	出席状況
監査役	八嶋 康博	18
監査役	樋口 幸茂	18
監査役	杉本 康※	14
監査役(社外)	十市 勉	18
監査役(社外)	大坪 文雄	18
監査役(社外)	佐々木 茂夫※	14
監査役(社外)	加賀 有津子※	11

※杉本康氏、佐々木茂夫氏および加賀有津子氏は、2019年6月21日から監査役に就任しており、出席の対象となる監査役会の開催回数は14回です。

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを選任しており、継続監査期間は52年です。当社の独立した第三者としての会計監査業務を執行した公認会計士は、新免和久氏、石井尚志氏、樋野智也氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他11名です。

なお、会計監査人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制、監査の実施体制等、監査委員会が策定した基準により決定することとしております。また、会計監査人の解任または不再任の決定の方針については、次のとおりとしております。

・会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任する。

・会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、監査委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

また、会計監査人の評価については、日常の監査を通じ、会計監査人の監査品質を監視・検証するとともに、当社の経理部門・内部監査部門および会計監査人からも情報を収集し、監査法人の独立性や専門性について、監査委員会が策定した評価基準に基づき適切に実施しております。

当社グループにおけるコンプライアンスに係る監督機能を強化するため、社外有識者を過半数として、弁護士の中村直人氏を委員長に計5名で構成する「コンプライアンス委員会」を、社長等執行から独立した委員会として、取締役会直下に設置しております。

同委員会は、コンプライアンス推進に係る基本方針や、取締役および執行役等に関する問題事象の対処方針など、特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行います。

加えて、業務改善計画の実施状況や実効性を検証し、社長等執行に対して指導、助言、監督を行うとともに、取締役会に報告します。

取締役会の決定した基本方針に基づいて、当社グループ全般の重要な業務執行方針および計画ならびに業務執行に関し審議するとともに、必要な報告を受けるため、執行役社長の森本孝氏を議長に全ての執行役14名で構成する「執行役会議」を原則として毎週開催し、迅速かつ適切な会社運営を実施しております。

上記に加え、当社は、執行の適正化と円滑化を図るため、各種委員会組織を設置し、執行役会議を通じた意思決定や各部門の業務執行を支援しております。これらは各目的に関連する業務を担当する執行役を主として構成し、定期的に開催もしくは必要に応じて適宜開催しております。

サステナビリティに係る課題の対応については、当社グループとしての基本的な考え方や、遵守すべき行動の規範を「関西電力グループ行動憲章」に定めるとともに、執行役社長の森本孝氏を議長に計19名で構成する「サステナビリティ推進会議」を設置し、当社グループ全体のサステナビリティに関する総合的方策の策定や、実践状況の確認に加え、グループが社会の持続的な発展に貢献するための総合的方策の策定を行い具体的な活動を展開しております。

また、グループ全体の事業に関するコンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、「コンプライアンス相談窓口」を社内外に設置しております。また、必要に応じて、事象に則した分野の専門弁護士が対応することとし、弁護士自らの判断でコンプライアンス委員会あるいは監査委員会に対処を求め、実効的措置を講じることができる仕組みを確立しております。

取締役および執行役等は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負い、報告先はコンプライアンス委員会および取締役会議長としております。

従業員についても、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負うこととしております。

「コンプライアンス相談窓口」は、秘密保護に細心の注意を払って事実調査、対応を行い、通報者および相談者に不利益がないことを、繰り返し周知、徹底するなど、適切に活用できるよう努めております。

当社グループの事業活動に伴うリスクについては、「関西電力グループリスク管理規程」に基づき、各業務執行部門が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスク(情報セキュリティ、子会社の経営管理、安全・健康、市場リスク、財務報告の信頼性、環境、災害、コンプライアンス)については、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、各業務執行部門に対して、助言・指導を行うことでリスク管理の強化を図っております。さらに、執行役副社長の彌園豊一氏を委員長に計11名で構成し、リスクを統括的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理委員会」の委員長を「リスク管理統括責任者」とする体制のもと、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努めております。

原子力安全については、将来世代の従業員まで引き継いでいく原子力安全に係わる理念を「原子力発電の安全性向上への決意」として明文化し、これに基づき、たゆまぬ安全性向上に取り組んでいます。また、執行役副社長の稲田浩二氏を委員長に全ての部門の役員等の計20名で構成する「原子力安全推進委員会」において、美浜発電所3号機事故を踏まえた再発防止策の推進や安全文化の醸成、福島第一発電所事故を踏まえた自主的・継続的な取組みに関して、広い視野から確認、議論を行い、全社一丸となり、取組みを推進しています。加えて、社外の有識者を主体として渡邊一弘氏を委員長に計8名で構成する「原子力安全検証委員会」においても、独立的な立場から助言等をいただき、安全性向上の取組みに反映しております。なお、これらの状況については、ホームページ等を通じて広くお知らせし、透明性の確保に努めております。

工事の発注や契約手続き、寄付金や協力金に関する拠出手続きの適切性、透明性を確保することを目的に、社外有識者を過半数として、弁護士の瀧洋二郎氏を委員長に計4名で構成する「調達等審査委員会」を設置しております。外部の専門家の視点で審査する仕組みを構築することで、工事の発注や寄付等の手続きに関する適切性、透明性を確保してまいります。なお、これらの状況については、ホームページ等を通じて広くお知らせし、透明性の確保に努めております。

内部監査については、安全・品質をはじめ経営的諸問題を幅広く共有・審議するとともに、社外の識見や情報を取り入れ、公正かつ専門的な立場から、グループ全体の内部監査の適正を確保するため、執行役副社長の稲田浩二氏を委員長に社外の有識者を含む計7名で構成する「経営監査委員会」を設置しております。

また、内部監査の専任組織として、経営監査室(54名)を設置しており、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するとともに、内部監査計画について執行役会議に付議し、結果については執行役会議および取締役会に報告を行っております。

また、各職場は、監査結果を踏まえ、必要な改善活動を行うなど、適正な業務運営の確保に努めております。

なお、内部監査部門(経営監査室)、監査委員会および会計監査人は、適宜、連携して監査を実施することおよび監査計画や監査結果の意見交換等を通じて互いに緊密な連携を保っております。

子会社に対しては、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、企業集団の業務の適正を確保しております。また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与することや、経営状況を定期的に把握することに加え、特に当社グループの成長の柱となる事業を担う中核会社については、重要な業務執行方針および計画を執行役会議で審議することにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知書は可能な限り早期に発送するとともに、その内容をTNetおよび当社ウェブサイトにて発送日より前に開示しております。 (2020年実績) 招集通知書発送日: 6/5 (金) (法定期日から4日(2営業日)前倒し) 招集通知書開示日: 5/26 (火) (発送日から10日(8営業日)前に当社ホームページにて開示)
集中日を回避した株主総会の設定	第96回定時株主総会は、2020年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の株主総会から、インターネットに接続しているパソコンおよび携帯電話からの議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2011年6月開催の株主総会から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	(株)ICJの議決権行使プラットフォームに、狭義の招集通知と株主総会参考書類を英文で掲載しております。
その他	招集通知の発送に先立って、当社ホームページおよび東京証券取引所に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、経営計画、年度決算および第2四半期決算について、会社説明会を開催し、社長および他の役員が経営の状況を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、社長および他の役員による海外投資家訪問を毎年実施し、経営の状況を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトURL https://www.kepcoco.jp/ir/ 当社ホームページにおいて、経営計画、決算短信、有価証券報告書、関西電力グループ統合報告書、ファクトブック、会社説明会資料など、各種のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経理室 計画グループ 担当役員: 経理室担当役員 事務連絡責任者: 経理室 計画グループ マネジャー	
その他	当社は、投資家の皆さまに公平かつ迅速に情報開示を行っており、国内および海外の機関投資家、個人投資家など多岐にわたる投資家層に対し、当社ホームページにおいて、様々なニーズに応じた情報提供を展開しております。また、会社説明会や投資家訪問において、社長および他の役員が積極的に投資家の皆さまと対話を行い、双方向のコミュニケーションを図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	関西電力グループ行動憲章 (2021年3月制定) にて規定しております。 【基本的な考え方】 「関西電力グループ行動憲章」は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」のもと、関西電力グループの役員、従業員が、具体的にどのように行動すべきかを示したものであり、全ての社内規程等の前提として、私たちの事業活動における判断の拠り所となるものです。 関西電力グループの事業活動は、お客さま、社会のみなさま、株主・投資家のみなさま、ビジネスパートナー、従業員といった様々なステークホルダーのみなさまによって支えられています。こうしたみなさまから頂戴する信頼こそが、関西電力グループが企業としての使命を果たし、持続的に成長を遂げていくための基盤です。 関西電力グループは、コンプライアンスを実践・徹底すること、すなわち、法令遵守はもとより時代の要請する社会規範とは何かを常に考え、経営理念に基づき行動し続けることで、社会の一員としての責務を果たします。 また、グループの事業活動に対して様々なステークホルダーのみなさまから寄せられる期待に誠実にお応えすることにより、みなさまからの信頼を確固たるものとしていきます。 このような認識のもと、関西電力グループは、全ての役員、従業員がそれぞれの持てる知恵を結集し、協働することで、社会の持続的発展に貢献します。 【関西電力グループ行動憲章】 https://www.kepcoco.jp/corporate/policy/charter/index.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、地球環境に配慮したエネルギーの安全かつ安定的なお届け、新たな事業による社会課題の解決、それらを支える確固たる基盤の構築等を通じて、当社グループの持続的な企業価値の向上とともに、SDGs等のグローバルな社会課題の解決を通じて、社会の持続的な発展に貢献してまいります。 サステナビリティ推進活動については、社長を議長とする「サステナビリティ推進会議」において、当社グループ全体のサステナビリティ推進に関する総合的方策の策定や実践状況の確認に加え、グループが社会の持続的な発展に貢献するための総合的方策の策定を行い、具体的な活動を展開しております。 【関西電力グループ統合報告書】 https://www.kepcoco.jp/sustainability/csr/data/index.html 【関西電力グループESGレポート】 https://www.kepcoco.jp/corporate/report/esg/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コーポレートガバナンスガイドラインにおいて、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針を開示しております。 【コーポレートガバナンスガイドライン 第3章適切な情報開示と透明性の確保 1. 情報開示の充実】 当社グループは株主のみなさまをはじめとしたステークホルダーのみなさまに向けて、有価証券報告書やコーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書等にて会社の財務状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る非財務情報等について、積極的に開示を行います。 その際、会社法等の法令で定められる内容のみならず、株主をはじめとするステークホルダーのみなさまとの対話に有用と考えられる情報については、正確かつ具体的な内容で開示する等、付加価値の高い説明となるよう努めております。 また海外投資家に向けての情報提供として必要に応じて英語版の媒体を作成いたします。

<ダイバーシティ推進について>

当社グループは、ダイバーシティ推進を経営の基軸の一つと位置づけ、2011年6月に専任組織を設置し、女性の更なる活躍を促す取組みはもとより、性別・年齢・障がいの有無など、従業員の多様な属性を受け容れながら、異なる価値観や発想を組織の力にしてい〈取組みを進めております。さらに、2015年12月には、「関西電力グループ ダイバーシティ推進方針」を制定し、これらの取組みの一層の徹底・加速に取り組んでいます。(取組みの詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。)

<https://www.kepco.co.jp/sustainability/csr/diversity/policy.html>

(関西電力グループ ダイバーシティ推進方針)

1. 一人ひとりの「ちがひ」を尊重し、多様な価値観や発想を組織の力にすることで、新たな価値が創造される、競争力ある企業グループを実現する。
2. 性別や年齢等の属性やライフイベントにかかわらず、誰もが能力を最大限発揮できる働き方の実現と職場風土の醸成を目指す。

<女性活躍推進について>

組織に多様な感じ方やものの見方をもたらす重要な源泉の一つとして女性を取り上げ、女性活躍推進に積極的に取り組んでいます。具体的には、次のような目標を設定し、仕事を通じた能力開発と自己成長による、組織への継続的な貢献を促すとともに、ライフステージが変化しても、意欲高く働き続けられるよう、若手のうちからキャリア意識を醸成していくことや、そのための環境整備に取り組んでいます。

(さらなる女性活躍に向けた目標)

- ・2030年度末までに女性役職者比率および女性管理職者数を2018年度の3倍以上といたします。
- ・採用における女性比率を事務系40%以上、技術系10%以上といたします。

これらの達成に向け、具体的には以下のような取組みを実施しております。

- ・女性の採用に力をいれるとともに、技術系職場にも積極的に女性社員を配置するなど、職域拡大を進めております。
- ・役付登用についても男女の区別なく、個人の能力や適性に応じて、公平・公正におこなっており、女性の役付社員数は増加しております。
- ・女性向けの研修や、キャリアアップを後押しする取組みとして、女性社員に対して早期からキャリア形成を意識させる研修を実施しております。また部下を育成・指導する上司層に向けても、意識の変革・育成力の強化を目的に研修等を実施しております。
- ・時間制約(育児・介護等)のある中でも、一人ひとりが持てる力を最大限に発揮できるような「働き方」の実現を目指し、制度・仕組みの整備や職場環境づくりに努めております。

なお、取組みの実績データはこちらからご覧いただけます。

<https://www.kepco.co.jp/sustainability/csr/diversity/woman.html>

こうした取組みを評価いただき、2014年度には、女性が活躍し続けられる組織づくりや仕事と生活の両立支援等を積極的に推進する企業として、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」の認証を取得し、翌年の2015年度に「大阪市女性活躍リーディングカンパニー市長表彰」の優秀賞を受賞いたしました。また、2016年7月には、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てサポート企業として「くるみん」認定を、2016年9月には、女性活躍推進法に基づき、女性活躍推進に関する取組み状況等が優良な企業として「えるぼし(最高位、3段階目)」認定を取得いたしました。さらに、2019年3月には、経済産業省と東京証券取引所が共同で実施する「なでしこ銘柄」の選定において、「準なでしこ」に初めて選定されております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において次のとおり決議しております。

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

(1) 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社の機関設計を採用するとともに、外部の客観的な視点を重視し、株主総会から経営の負託を受けた取締役会、ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定3委員会を、それぞれ過半数の独立社外取締役から構成することに加え、取締役会議長および法定3委員会の委員長を独立社外取締役からそれぞれ選定する。また、執行役会議および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行う。

取締役および執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従い、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営計画等の経営の基本方針について審議・決定するとともに、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任し、報告を受け、執行役を監督する。また、コンプライアンスに係る監督機能強化のため、取締役会直下の委員会として、委員長を社外有識者とし過半数を社外委員で構成するコンプライアンスに係る委員会を設置する。同委員会は、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行役に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行う。取締役および執行役は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負い、報告先はコンプライアンスに係る委員会および取締役会議長とする。

監査委員会は、取締役・執行役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告する。また、必要に応じて執行役等に対して助言又は勧告を行う。監査委員は、執行役会議などの重要な会議体に出席し、執行役から経営上の重要事項に関する説明を聴取する。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、重要な業務の執行に関する事項について、全ての執行役により構成する執行役会議において、原則として毎週審議する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求める。加えて、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人および社外の関係者から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置する。使用人は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負う。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

執行役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(a) 執行役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(b) 執行役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(c) 執行役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(d) 執行役は、子会社に対して、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させる。加えて、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について通報を受け付ける内部通報制度を整

備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置する。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

執行役は、監査委員会の求めに応じて、監査委員および監査委員会の職務を補助するために、監査実務、監査委員会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。また、監査委員会の職務を補助する使用人として、監査特命役員を置くことができることとする。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員および監査委員会の職務を補助する使用人および専任組織は、監査委員会直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査委員会の指示に従うとともに、執行役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査委員会の意向を尊重する。

(9) 監査委員会への報告に関する体制

取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査委員会に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査委員会に報告する。

(10) 監査委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査委員会に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

(11) 監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

執行役は、社内規程に基づき、監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

(12) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、執行役および使用人は、監査委員会による監査に協力するとともに、監査委員会の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

(13) 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

執行役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た内部監査に係る委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「関西電力グループ行動憲章」において、「反社会的勢力・団体からの不当な要求に対しては、断固として拒否するとともに、個人ではなく組織として毅然とした対応を行い、一切関係を持ちません。」と宣言し、全ての取締役、執行役等および全ての従業員に対してその遵守を求めています。今後とも、反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨みます。

また、社内規程により、コンプライアンスの徹底や、反社会的勢力への対応統括部署および不当要求防止責任者の設置、警察等の外部専門機関との連携について定めるとともに、具体的な対応方法を記載したマニュアルを整備しております。

さらに、資材調達標準契約条件に「反社会的勢力排除条項」を導入しており、一層の関係遮断に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社の機関設計を採用するとともに、外部の客観的な視点を重視し、株主総会から経営の負託を受けた取締役会、ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定3委員会を、それぞれ過半数の独立社外取締役から構成することに加え、取締役会議長および法定3委員会の委員長を独立社外取締役からそれぞれ選定する。また、執行役会議および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制とする。

こうした経営監督体制のもと、当社の適時開示に係る社内体制としましては、「会社情報の適時開示に係る取扱通達」を社内規程として定めており、この社内規程を通じて、投資家への適時適切な会社情報の開示を徹底しております。

上記の社内規程においては、経理室長を当社の適時開示に係る「情報開示責任者」と定めております。

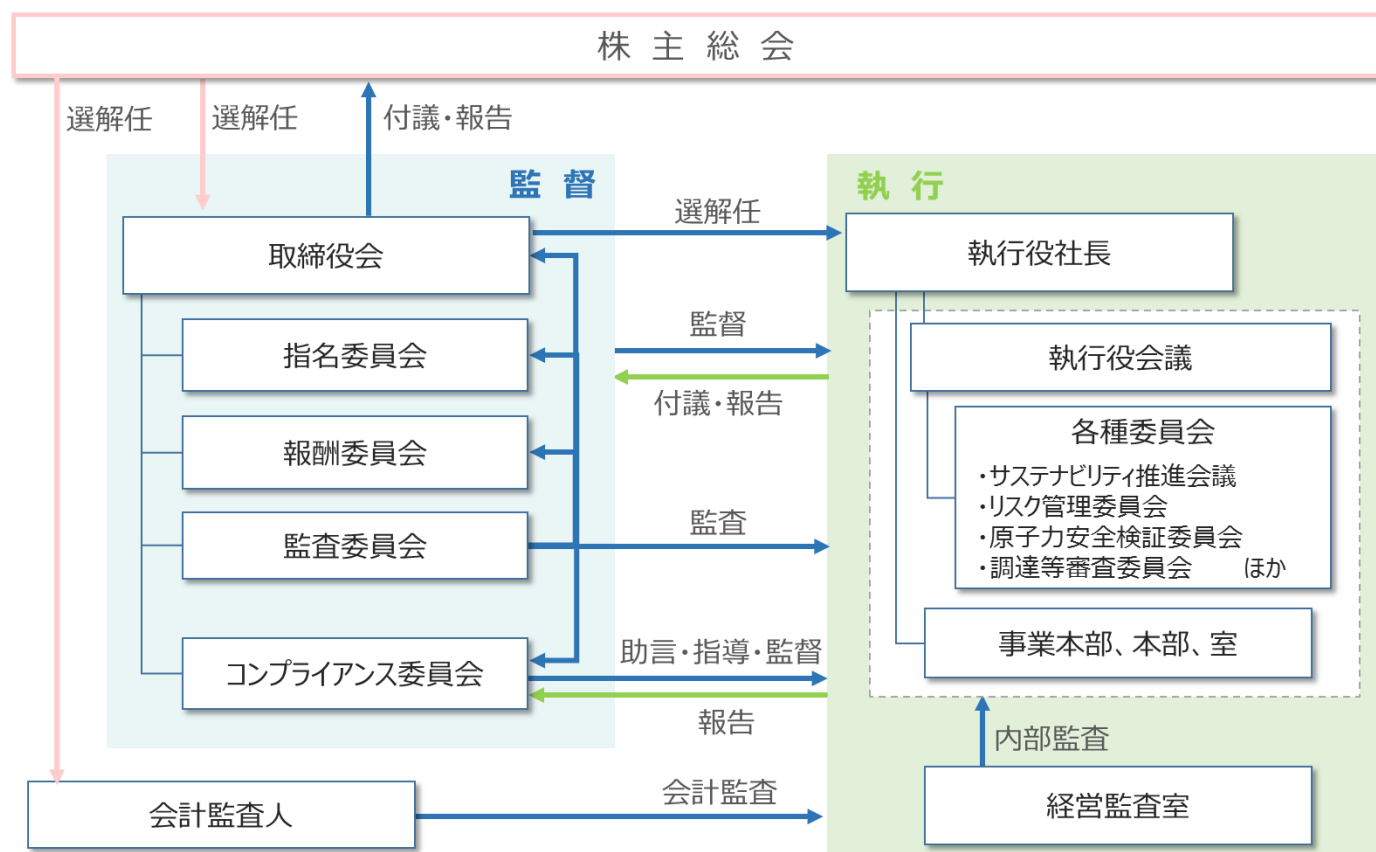
各部門のチーフマネジャー等を「情報管理責任者」と定め、適時開示の対象となる重要情報を、「情報開示責任者」へ報告することとしております。また、決算情報等については、経理室計画グループチーフマネジャーを「情報管理責任者」と定め、情報を集約しております。

適時開示の対象となる当社子会社の重要情報は、当該子会社を所管する部門の「情報管理責任者」が、当該子会社の「情報管理責任者」から報告を受け、「情報開示責任者」へ報告を行うこととしております。

「情報開示責任者」は、各部門の「情報管理責任者」から報告された重要情報について開示の要否を判断し、開示情報の適時性・適正性・有用性を審査した上で、金融商品取引所に対する適時開示を実施することとしております。

「情報開示責任者」は適時開示の実施状況について、全ての執行役をもって構成する執行役会議へ報告することとしております。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制模式図】



【参考資料：適時開示体制模式図】

